

国、地方公共団体等の著名な標章の審査基準について（案）

平成 27 年 7 月

第 4 条第 1 項第 6 号（国、地方公共団体等の著名な標章）

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

1. 現行審査基準の概要

本号に該当する例として、「都道府県、市町村、都営地下鉄、市営地下鉄、市電、都バス、市バス、水道事業、大学、宗教団体、オリンピック、IOC、JOC、ボーイスカウト、JETRO等を表示する著名な標章等」を記載しているが、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの等の判断基準及びそれぞれの該当例についての記載がない。

2. 改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載するとともに、その該当例についても併せて記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

(1) 「国、地方公共団体若しくはこれらの機関」について

- (イ) 「国」とは日本国をいう。
- (ロ) 「地方公共団体」とは、地方自治法一条の三¹にいう都道府県及び市町村並びに特別区、地方公共団体の組合及び財産区をいう。
- (ハ) 「これらの機関」とは、国については立法、司法、行政の各機関をいい、地方公共団体については、これらに相当する機関（司法を除く）をいう。

(2) 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」について

「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該団体の設立目的及び組織、公益的な事業の実施状況等を勘案して判断するものとする。この場合、団体とは国内又は海外にあるか、又は法人格の有無を問わない。

¹ 地方自治法第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

² 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

³ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

(該当例)

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による認定を受けた公益社団法人または公益財団法人²
- ・特別法に基づき設立された社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人など
- ・政党
- ・国際オリンピック委員会（I O C）及び日本オリンピック委員会（J O C）
- ・国際パラリンピック委員会（I P C）及び日本パラリンピック委員会（J P C）
- ・日本貿易振興機構（J E T R O）

(3) 「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」について

「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断するものとする。この場合、事業が国内又は海外のいずれにおいて行われているかを問わない。

(該当例)

- ・地方自治体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業
- ・国や地方自治体が実施する事業（施策）の名称
- ・国際オリンピック委員会（I O C）や日本オリンピック委員会（J O C）が行う競技大会であるオリンピック
- ・国際パラリンピック委員会（I P C）や日本パラリンピック委員会（J P C）が行う競技大会であるパラリンピック

(4) 「表示する標章」について

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないもの（以下、「国等」という。）を「表示する標章」には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含む。

(公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・国際オリンピック委員会の略称である「I O C」及び日本オリンピック委員会の略称である「J O C」

(公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・国際オリンピック委員会（I O C）や日本オリンピック委員会（J O C）が行う競技大会であるオリンピックを表示する標章としての「オリンピック」及び「O L Y M P I C」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシ

² 公益社団法人及び公益財団法人の設立においては、公益性（不特定多数の利益実現）、非営利（剰余金の分配を行わない）が求められる。

ンボルマークとしての「五輪を表した図形（オリンピックシンボル）」

(5) 「著名なもの」について

- (イ) 「著名」とは、本号に掲げる団体等の公益を保護する本号の趣旨に鑑み、必ずしも全国的な需要者の間に認識されるに至っていないなくとも、一定範囲の需要者に認識されていることを要する。
- (ロ) 「著名なもの」に該当するか否かについては、例えば、次の①ないし④のような事実を総合勘案して判断する。
- ①実際に使用されている標章
 - ②標章の使用開始時期、使用期間、使用地域
 - ③標章の広告又は告知の方法、回数及び内容
 - ④一般紙、業界紙、雑誌又は他者のウェブサイト等における紹介記事の掲載回数及び内容

(6) 「同一又は類似の商標」について

商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び觀念等のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。この場合、団体の権威、信用の尊重や出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという本号の公益保護の観点を十分に考慮する。

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1286頁）

「六号の立法趣旨はここに掲げる標章を一私人に独占させることは、本号に掲げるものの権威を尊重することや国際信義の上から好ましくないという点にある。なお、本号は八号と異なり、その承諾を得た場合でも登録しないのであるから単純な人格権保護の規定ではなく、公益保護の規定として理解されるのである。本号の例としては、YMCA、JETRO、NHK、結核予防会のダブルクロス、大学を表示する標章、都市の紋章等がある。また、国とは日本国を、地方公共団体とは地方自治法一条の三にいう都道府県及び市町村並びに特別区、地方公共団体の組合及び財産区並びに地方開発事業団を、これらの機関とは、立法、司法、行政についての国又は地方公共団体の機関をいう。公益に関する団体であって営利を目的としないものの代表的な例は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律二条三号の公益法人である。公益に関する事業であって営利を目的としないものの例は地方公共団体の営む水道事業その他がある。」

(2) 裁判例・審決例（4条1項6号関連）

- (イ) 知財高判平成21年5月28日（平成20年（行ケ）第10351号）
 「商標法4条1項6号の規定は、同号に掲げる団体の公共性にかんがみ、その

権威を尊重するとともに、出所の混同を防いで需要者の利益を保護しようとの趣旨に出たものであり、同号の規定に該当する商標、すなわち、これらの団体を表示する著名な標章と同一又は類似の商標については、これらの団体の権威を損ない、また、出所の混同を生ずるものとみなして、無関係の私人による商標登録を排斥するものであると解するのが相当である。」

(ロ) 審判 昭和52年11月4日 (昭和51年審判第7447号)



本願商標

指定商品 第24類「釣り具」

「ところで、「OLYMPIC」の文字はオリンピック憲章に基づき開催されるオリンピック競技大会を指導する国際オリンピック委員会（I. O. C.）およびその承認の下に直接事業を運営する日本オリンピック委員会（J. O. C.）が、営利目的としない事業活動を表示する標章であり、わが国においても著名であると認められるものであるから、本願商標中に顕著に表された「OLYMPIC」の文字は上記標章の「OLYMPIC」と構成文字を同じくする類似のものといわざるを得ない。」

(ハ) 審判 昭和56年2月5日 (昭和54年審判第9109号)

「よって按ずるに、本願商標は、上記構成のとおり「Junior Original Concert」「J. O. C.」の各語を上下2段に書してなるものであって、上下各段のそれぞれの各部の部分は独立して看者の注意を惹くものと認められる。しかして、「J. O. C.」の欧文字部分は、欧文字の「J」「O」「C」の3文字を基本として配列したものであることが看取され得るものである。ところで、わが国において、該欧文字3文字をもって表示される団体に、日本オリンピック委員会の名称を英語式に「Japan Olympic Committee」と書き表したこの各語の語頭文字の1字を抽出した「JOC」の語があることは、現代用語の基礎知識、「JOC」の文字の記載の項に徴して明らかなどころである。ところで、該委員会は、日本を代表する機関であって、公益に関する団体であり、営利を目的としないものに該当するものである。また、該「JOC」の語は、日本オリンピック委員会の略称を表示するものとして、わが国を含む世界各国に広く知られているものであって、最早、今日においては、上記委員会を表示する略称として著名なものとなるに至っているとい

うを相当とする。」

(ニ) 審判 昭和63年2月25日 (昭和58年審判第23669号)

「本願商標は、「五輪」の漢字を横書きしてなり、第16類「台所用品、日用品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、本件商標を構成する文字は、わが国において「オリンピック」の俗称として広く一般世人に親しまれ、かつ、「ゴリン」の称呼をもって普通で使用されているのが実情であり、これに接する者は「オリンピック」に通ずるものであると容易に理解し、把握すると判断するのが相当である。」

(ホ) 審判 平成13年11月5日 (平成19年審判第89132号)

「本願商標は、「オリンピック」の片仮名文字と「OLYMPIAD」の欧文字よりなるところ、「オリンピック (Olympiad)」の語は、「オリンピック紀 (古代ギリシャでオリンピック競技際から次の競技際までの4年間)」(リーダーズ英和辞典第16刷 株式会社研究社発行)を意味する語であって、オリンピック憲章第1章において「オリンピックの期間は、連続する4年間を意味する。各オリンピックはそれぞれのオリンピック競技大会の開幕で始まり、その次のオリンピックの開幕で終了する。」と規定されているものである。そして、「オリンピックの五輪模様」「オリンピック」(OLYMPIC)等の標章は、前記オリンピック憲章によって、オリンピック競技大会又はこれと直接関係ある活動に限定して使用されなければならないこととされており、国際オリンピック委員会 (IOC) は、各国のオリンピック委員会 (日本の場合は日本オリンピック委員会 (JOC)) に対し、その乱用を防ぎ、常に保護し、管理する義務を負わせているものである。そうすると、本件商標は、オリンピック競技大会、つまり国際間の公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示し、かつ、著名な標章と同一又は類似の商標といわざるを得ない。」

(ハ) 審判 平成19年6月25日 (無効2006年第89132号)

「オリンピックに関しては、オリンピック憲章があり、その中で、オリンピック競技大会を、「The Olympic Games」あるいは「Olympic Games」と表記することは、当庁において顕著な事柄に属するものである。そして、「Olympic Games」は、国際オリンピック委員会 (IOC) が行う公益に関する事業であって営利を目的としない活動の中心ともいふべきオリンピック競技大会を表示する著名な標章に該当するものである。本件商標は、「OLYMPIANGAMES」の文字からなるものであるところ、構成中後半部の「GAME S」は、「game」が「競技」等を意味する英語として我が国において極めて親しまれたものであることから、その複数形で「競技大会」を表すものとして、容易に理解され得るものである。(中略) 本件商標は、外観、称呼及び観念を総合勘案してみれば、標章「Olympic Ga

me s」と類似の商標と判断するのが相当である。斯かる本件商標について一人に商標登録を認めることは、オリンピックに係る権威の尊重、国際信義の上からも好ましくないといわざるを得ないものである。」

(ト) 審判 平成21年12月2日 (異議2009年第900080号)

「本件商標は、前記第1のとおり、「Photolympics」の欧文字と「フォトリンピック」の片仮名文字とを二段に横書きしてなるところ、その構成中の欧文字部分は、「Photo」と「olympics」の語を組み合わせ、ネーミングにおいて一般的に行われている表現手法（減量造語法）により、組合せ部分において重複する「o」の文字を省略したものと容易に理解されるところであって、全体として「写真に係るオリンピック」程の意味合いを認識させるものであり、「Photo」の文字部分は、単に「olympics（オリンピック）」に係る活動の対象を表したものと把握されるにすぎないものである。(中略)本件商標は、「olympics」の文字部分に格段に強い出所表示力があるものと認められるから、これに接する需要者は、「olympics」の文字部分から、オリンピック憲章に基づく著名な標章である「OLYMPIC」を想起し、記憶にとどめるものというべきであり、著名な「OLYMPIC」の標章と類似する商標といわなければならない。」

(フ) 審判 昭和48年12月3日 (昭和44年審判第9193号)

「本願商標は、「万博」「ばんぱく」「BANPAKU」の各文字を三段に横書き併記してなり、第14類「原料繊維」を指定商品とするものである。思うに、「万博」の語は、1928年11月パリにおいて締結された国際博覧会条約の規定に基づき、国が直接主催する又は国が認める公益団体が主催する国際的博覧会（万国博覧会）の略称としてわが国において広く知られているものであるから、これと類似する構成からなる本願商標が登録され、一私人の商標として営利目的に使用されることは同博覧会の権威を損ない、国際信義の上からも好ましくなく穏当でないものと認めざるを得ない。したがって、本願商標は、商標法4条1項6号に該当する。」

(リ) 知財高判平成24年10月30日 (平成24年(行ケ)第10125号)



本願商標



日南市章

「同号に掲げる団体等の公共性に鑑み、その信用を尊重するとともに、出所の混同を防いで取引者、需要者の利益を保護しようとの趣旨に出たものと解されるから、ここに「著名」とは、指定商品・役務に係る一商圈以上の範囲の取引

者、需要者に広く認識されていることを要すると解するのが相当である。」

「本願商標の図形部分は、本願商標の大きな部分を占めるものではあるが、「日」という漢字の古代書体に由来するありふれた図形であって、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとまでは認められない。

他方、本願商標の「DAIWA」の文字部分は、図形部分と比して1/5程の大きさにすぎないが、同部分から「ダイワ」の称呼が生じることは明らかである。また、我が国には、「ダイワ」、「大和」を冠した企業名が多数存在する（裁判所に顕著な事実）から、取引者、需要者は、「DAIWA」の文字部分を企業名に関する表示として認識し、同部分からそのような企業名としての観念を生じるものと認められる。したがって、本願商標の「DAIWA」の文字部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認めることはできない。

以上によれば、前掲最高裁判決³の判断基準に照らして、本願商標の構成から図形部分を抽出し、この部分だけを日南市章と比較して商標そのものの類否を判断することは、許されないというべきである。」

（3）商標審査便覧（42.106.01 ユニバーシアード大会標章等の取扱い）

別紙に示すユニバーシアード大会、日本ユニバーシアード委員会、アジア競技大会、国民体育大会、日本スポーツ少年団の標章と同一又は類似する標章を主たる構成部分とする商標についての登録出願は商標法第4条第1項第6号の規定に該当するものとして拒絶することとする。

すなわち上記の各標章は、同号の「公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章」に該当すると認められ、各国際団体若しくは日本オリンピック委員会又は日本体育協会の所有にかかるものであり、しかも上記の各標章は既に日本国内で著名となっていると認められるからである。

³「商標法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである」（つつみのおひなっこや事件（最判平成20年9月8日裁民228号561頁））

別紙

ユニバーシアード大会標章 (F I S U 所有)



Original emblem



New emblem(color)



New emblem(mono)

日本ユニバーシアード委員会標章(JOC所有)

アジア競技大会標章(OCA所有)



※以上の各標章は (財) 日本オリンピック委員会(JOC)が所有又は管理
 FISU : Fédération Internationale du Sport Universitaire (国際大学スポーツ連盟)
 OCA : Olympic Council of Asia (アジア・オリンピック評議会)

国民体育大会 (国体) のマーク

日本スポーツ少年団標章

